

# 令和3年度ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース） 事業運営委託仕様書

京都市が実施する「令和3年度ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）」事業の委託事業者候補選定に関する業務の仕様は次のとおりとする。

## 1 事業の概要

出産を控えた夫婦を対象に妊娠期の望ましい食生活の知識の普及、実践を行い、家庭における食育を推進する。

## 2 事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### （1）参加者の申込受付事務

参加希望者の受付及び参加者への受講通知送付を行う。

参加希望者多数の場合は、初参加者を優先したうえで、抽選で参加者を決定すること。

※主な広報は、京都市が行う。

### （2）料理講習会の開催

ア 実施回数	12回程度（土曜日又は日曜日、祝日に実施）
イ 時間	1回当たり2時間以内
ウ 対象	京都市内に在住する妊婦とその夫又はパートナー
エ 参加人数	1回当たり24名程度
オ 内容	必ず、次の2つの項目を実施する。 ① 妊娠期に必要なエネルギーや栄養素を摂取でき、料理初心者でも家庭で簡単に作ることができる、主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い食事の調理実習 ② 「妊産婦のための食生活指針」に基づいた妊娠期の食生活のポイントに関する講話
カ 実施場所	受託者が市内で運営する調理実習施設
キ 講師	次の条件を満たす講師であること。 ① 管理栄養士又は栄養士の資格を有し、本事業に関する十分な知識及び経験があること。 ② 料理教室等で講師の経験があること。
ク 食材	参加人数分の食材を準備すること。 可能な限り、地産地消に寄与する食材を使用すること。
ケ 資料	妊娠期におすすめのレシピや、妊産婦のための食生活指針に関する資料を用意し、当日参加者に配布することで、参加者の関心を高め、参加者の理解を深める工夫をすること。
コ アンケート	各講習会の実施後にアンケートを実施すること。

- |   |      |   |
|---|------|---|
| サ | 実施体制 | 食中毒予防とともに、包丁や火気を扱うため、主たる実演者の他、補助スタッフによる安全確保体制を整えること。(1テーブル(6名)につき補助スタッフ1名程度)<br>妊婦の万一の体調急変に対応できるよう救急体制を整えておくこと。     |
| シ | 管理運営 | 提出した実施計画書に従い実施するものとし、従事者の健康管理、参加者の出欠管理、食材及び施設の衛生管理、実施に必要な食材・調理器具等の準備、その他実施に必要な調整を行うこと。<br>万一の事故に備えて、イベント保険等に加入すること。 |
| ス | その他  | 受託者は、参加者から調理実習に使用する食材料費の実費相当額を、参加費として徴収することができる。  |

※ 実施時期における新型コロナウイルス感染症の流行状況により、必要がある場合には、本事業に関連する業界団体の感染防止対策のマニュアルを遵守し、講習会を開催できる実施体制を確保しておくこと。

### (3) 事業実績報告書の提出

実施月毎に事業実績報告書(任意様式)を作成・提出するものとする。

### (4) その他

上記に定めるほか、事業内容等を変更する必要がある場合は、その都度京都市と協議の上、決定するものとする。

## 4 業務実施に当たっての留意事項

### (1) 実施内容について

実施内容については、本市と十分に協議を行うこととし、受託者からの提案を基に、本市の意見を反映させ、実施内容を確定すること。

### (2) 事故の対応について

本事業に伴う事故発生時については、速やかに本市に報告するとともに、受託者が加入している傷害保険に基づき速やかに対応するものとする。

### (3) 苦情の対応について

業務遂行上で生じた苦情、トラブルについては、速やかに本市に報告し調整のうえ、対応は原則として受託者で行う。なお、市職員に引き継ぐ必要のあるものは、受託先事業者から市職員に引き継ぐ。

### (4) 秘密の保持について

委託事業を実施するに当たっては、記録の漏えいを防止するとともに、実施担当者は守秘義務を課す等、必要な個人情報保護対策を講じること。

### (5) 開催に係る準備について

受託法人として選定された法人は、令和3年4月1日から円滑に業務ができるよう、それまでに必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとする。

# 令和3年度ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース） 事業運営委託仕様書

京都市が実施する「令和3年度ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース）」事業の委託事業者候補選定に関する業務の仕様は次のとおりとする。

## 1 事業の概要

家庭における食育を推進するために、幼児とその保護者を対象に正しい食生活指導を行うとともに、食を通じた家族形成の推進を図る。

## 2 事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### （1）参加者の申込受付事務

参加希望者の受付及び参加者への受講通知送付を行う。

参加希望者多数の場合は、初参加者を優先したうえで、抽選で参加者を決定すること。

※主な広報は、京都市が行う。

### （2）料理講習会の開催

ア	実施回数	24回程度（土曜日又は日曜日、祝日に実施）
イ	時間	1回当たり2時間以内
ウ	対象	京都市内に在住する年長児及とその保護者（2人1組）
エ	参加人数	1回当たり12組24名程度
オ	内容	必ず、次の2つの項目を実施する。 ① 幼児期に必要なエネルギーと栄養素を摂取でき、家庭でも親子で楽しく作ることができるような、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事づくりの調理体験 ② 参加者が関心をもてるような「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」に基づいた幼児期の食事や栄養に関する講話やクイズ
カ	実施場所	受託者が市内で運営する調理実習施設
キ	講師	次の条件を満たす講師であること。 ① 管理栄養士又は栄養士の資格を有し、本事業に関する十分な知識及び経験があること。 ② 親子向けの料理教室等で講師の経験があること。
ク	食材	参加人数分の食材を準備すること。 可能な限り、地産地消に寄与する食材を使用すること。
ケ	資料	幼児期におすすめのレシピや、幼児期の食事や栄養に関する資料を用意し、当日参加者に配布することで、参加者の関心を高め、参加者の理解を深める工夫をすること。
コ	アンケート	各講習会の実施後にアンケートを実施すること。

- |   |      |   |
|---|------|---|
| サ | 実施体制 | 食中毒予防とともに、包丁や火気を扱うため、主たる実演者の他、補助スタッフによる安全確保体制を整えること。(1テーブル(3組6名)につき補助スタッフ1名程度)                                      |
| シ | 管理運営 | 提出した実施計画書に従い実施するものとし、従事者の健康管理、参加者の出欠管理、食材及び施設の衛生管理、実施に必要な食材・調理器具等の準備、その他実施に必要な調整を行うこと。<br>万一の事故に備えて、イベント保険等に加入すること。 |
| ス | その他  | 受託者は、参加者から調理実習に使用する食材料費の実費相当額を、参加費として徴収することができる。  |

※ 実施時期における新型コロナウイルス感染症の流行状況により、必要がある場合には、本事業に関連する業界団体の感染防止対策のマニュアルを遵守し、講習会を開催できる実施体制を確保しておくこと。

### (3) 事業実績報告書の提出

実施月毎に事業実績報告書（任意様式）を作成・提出するものとする。

### (4) その他

上記に定めるほか、事業内容等を変更する必要がある場合は、その都度京都市と協議の上、決定するものとする。

## 4 業務実施に当たっての留意事項

### (1) 実施内容について

実施内容については、本市と十分に協議を行うこととし、受託者からの提案を基に、本市の意見を反映させ、実施内容を確定すること。

### (2) 事故の対応について

本事業に伴う事故発生時については、速やかに本市に報告するとともに、受託者が加入している傷害保険に基づき速やかに対応するものとする。

### (3) 苦情の対応について

業務遂行上で生じた苦情、トラブルについては、速やかに本市に報告し調整のうえ、対応は原則として受託者で行う。なお、市職員に引き継ぐ必要のあるものは、受託先事業者から市職員に引き継ぐ。

### (4) 秘密の保持について

委託事業を実施するに当たっては、記録の漏えいを防止するとともに、実施担当者は守秘義務を課す等、必要な個人情報保護対策を講じること。

### (5) 開催に係る準備について

受託法人として選定された法人は、令和3年4月1日から円滑に業務ができるよう、それまでに必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとする。